

再 申 入 書

令和2年6月5日

横浜市西区高島1-1-1
株式会社日産カーレンタルソリューション
代表取締役 岡 本 智 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松 久 三四彦

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人の株式会社日産カーレンタルソリューション（以下「貴社」といいます。）に対する平成30年8月2日付け申入書（以下「申入書」といいます。）に対する、貴社からの2019年9月5日付け回答書を受けまして、当法人は、貴社に対し、令和元年10月1日改訂後のレンタカー貸渡約款における以下の条項につき、再度申し入れます。

1 検討を要する条項

(1) 約款第18条第3項

貴社は、本条項について、「駐車違反は、違反者が反則金を納付する制度であり、違反者は借受人でない運転者である場合もあるため」との理由で本条項は修正しない旨を回答されています。

しかし、本条項により借受人又は運転者が支払うものとされている駐車違反関係費用として、本条項には「当社所定の駐車違反違約金」とあり、これが契約上の定めに基づくことは明らかです。

したがって、本条項は、運転者に対し、契約上の義務を負わせる趣旨の規定といわざるを得ません。契約当事者ではない運転者に約款上の支払義務を負わせるかのような記載や、その権利を制限しているかのような記載がなされていることは不相当であり、修正が必要と考えます。

(2) 約款第18条第7項

貴社は、本条項についても、第18条第3項、第5項及び第6項と同じ理由により、本条項は修正しない旨を回答されています。

しかし、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意を得る必要があるところ（個人情報の保護に関する法律第23条第1項）、運転者は、契約当事者ではないため、本条項により個人情報の第三者への提供について同意があると解することはできません。

したがって、運転者の個人情報を第三者に提供できる等とする本条項は修正が必要であり、同意書の取付け等により、運転者から別途その個人情報を第三者に提供することへの同意を得ることが必要と考えます。

(3) 約款第28条第6項

貴社が、本条項について、改正前の「借受人又は運転者は」との文言を、「借受人は」と変更されたことについては、異論ありません。

他方、「借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。」との文言を維持しつつ、「ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。」と加筆された点については、消費者契約法に照らして問題があります。

民法上、債務不履行に基づく損害賠償を請求する者（ここでは借受人）は、債務不履行の事実及び損害の発生を主張・立証すれば足り、債務不履行に基づく損害賠償を請求された者（ここではレンタカー会社）が、債務不履行について「責めに帰すべき事由」（故意又は過失）がないことの主張・立証責任を負うとされています（大判大正14年2月27日民集4巻97頁）。しかし、本条項は、原則として借受人は債務不履行に基づく損害賠償を請求することができず、レンタカー会社に故意又は重過失がある場合のみ例外的にこれを請求することができるとの定め方をしているため、実際の交渉等の場面では、借受人はレンタカー会社の故意又は重過失を主張・立証しなければ損害賠償を請求することが困難となり、実質的にその主張・立証責任を借受人に負わせる規定といえます。また、借受人に対し、レンタカー会社の故意又は重過失を主張・立証しなければ損害賠償を請求することができないとの誤解を与えるおそれがあるという意味でも、問題のある規定です。

したがって、本条項は、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重し、レンタカー会社の「責めに帰すべき事由」（故意又は過失）について立証責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害しており、消費者契約法第10条に抵触するため、修正が必要と

考えます。

(4) 約款第29条第1項

貴社が、本条項により損害賠償を負う主体について、改正前の「借受人又は運転者は」との文言を、「借受人は」と変更されたことについては、異論ありません。

他方、本条第1項では「借受人又は運転者がレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしませす。」との文言を維持しつつ、「ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。」と加筆された点については、消費者契約法に照らして問題があります。

本条項が定める借受人の第三者及びレンタカー会社に対する損害賠償責任には、不法行為責任（民法第709条）に基づくものも含まれると考えられますが、民法上、不法行為者の故意又は過失を主張する者がその立証責任を負うとされています（大判明治38年6月19日民録11輯992頁）。しかし、本条項は、原則として借受人はレンタカー使用中に第三者又はレンタカー会社に与えた損害を賠償しなければならず、借受人及び運転者が無過失の場合は例外的にこれを免れるとの定め方をしているため、実際の交渉等の場面では、借受人は無過失を主張・立証しなければ損害賠償を免れることが困難となり、実質的にその主張・立証責任を借受人に負わせる規定といえます。また、借受人に対し、無過失を主張・立証しなければ損害賠償を免れることができないとの誤解を与えるおそれがあるという意味でも、問題のある規定です。

したがって、変更後の本条項の不法行為責任に関する部分は、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重し、借受人の故意又は過失が立証されない限り不法行為責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害しており、消費者契約法第10条に抵触するため、借受人又は運転者に故意又は過失がある場合には借受人が損害賠償等の責任を負う旨の規定に改めるなどの修正が必要と考えます。

(5) 約款第33条第1項、第2項及び第3項並びに第34条について

貴社は、第33条については「個人情報については貸渡約款とは性格を異にする」ことを理由に、第34条については「借受人でない運転者がこうした行為の違反者、当事者になることはありうる」ことを理由に本条項は修正しない旨を回答されています。

しかし、前述のとおり、運転者の個人情報を同人の同意なく第三者に提供できる等とすることは不相当であり、本条項は修正が必要と考えます。

(6) 約款第38条

貴社は、本条項について、「本条項は貸渡契約以外の金銭債務も包含されているため、運転者も当事者に含まれる場合もあることを理由に、本条項は修正しない旨を回答されています。

しかし、本条項にいう「年率14.6%の割合による遅延損害金」の支払義務が、契約上の定めに基づくものであることは明らかです。

したがって、本条項は、運転者に対し、契約上の義務を負わせる趣旨の規定といわざるを得ません。契約当事者ではない運転者に約款上の支払義務を負わせるかのような記載は不相当であり、修正が必要と考えます。

2 ご回答について

つきましては、本再申入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、令和2年7月10日までに書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上